

幼稚園，保育所，認定こども園，
地域型保育事業（しらゆき保育園）を利用する保護者様へ

保育料の無償化後も3歳以上の給食費は発生します

- 10月から3歳以上ののお子様については**保育料が無償化**されます。しかし、**保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**
- ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食費（おかず・おやつ等）は免除されます。

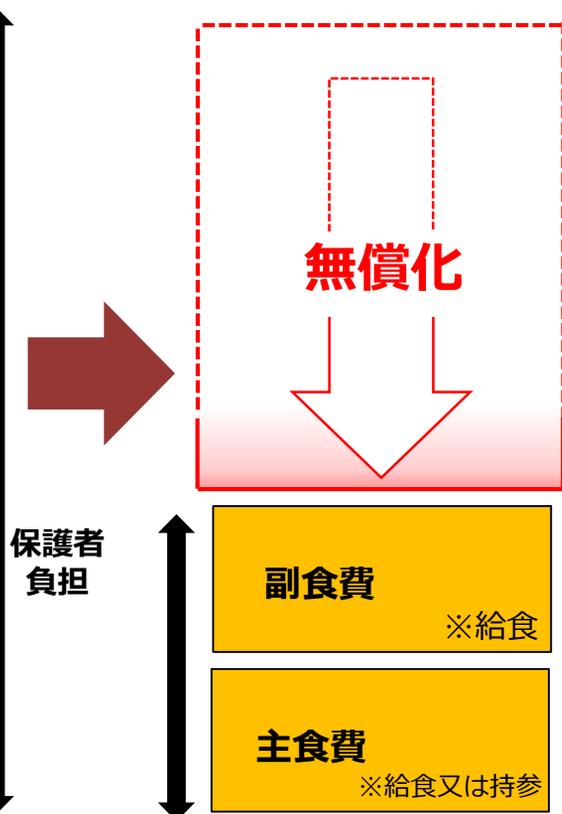
保育所，認定こども園の保育所部分，地域型保育事業を利用する場合

- これまで食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）は保育料に含まれていましたが、副食費はこれまでと同様に負担をすることとなります。

～これまで～



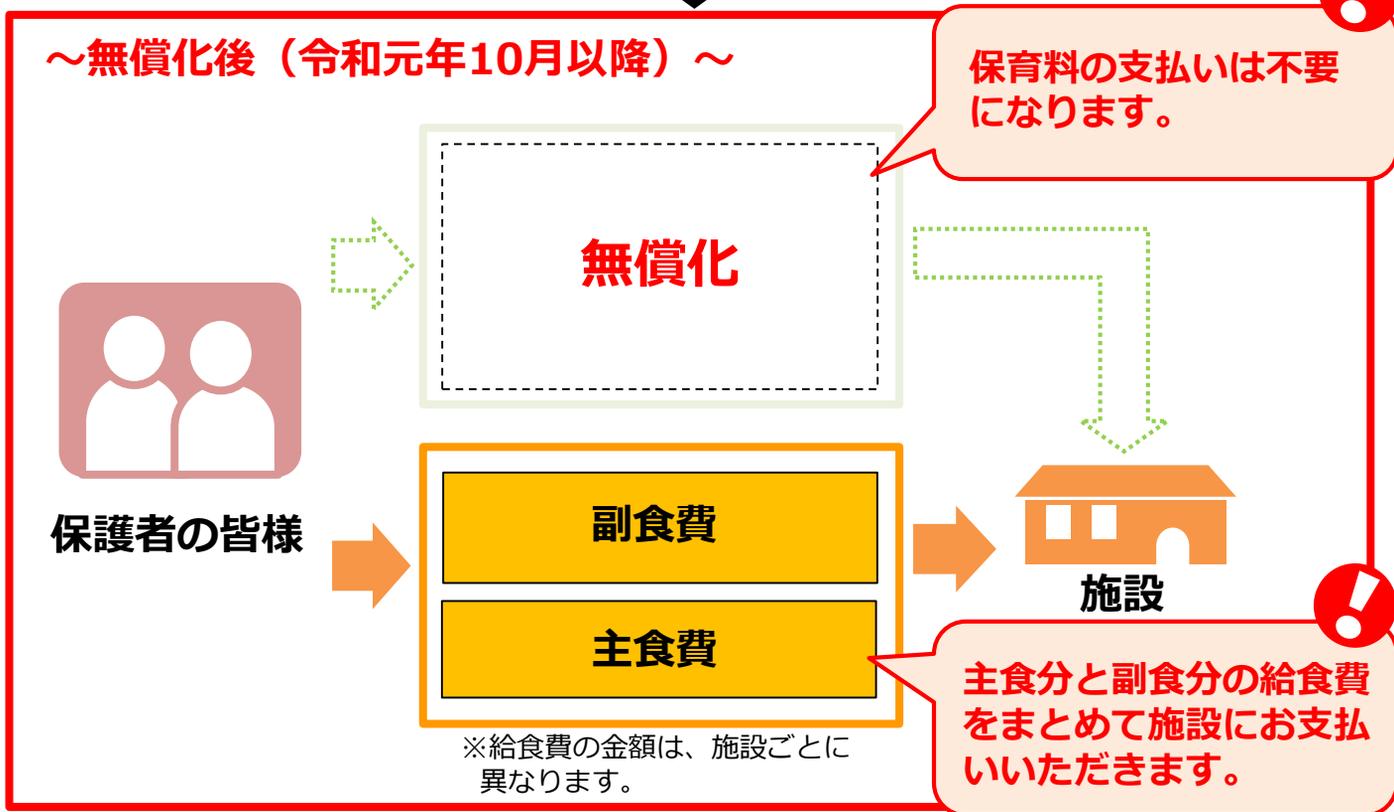
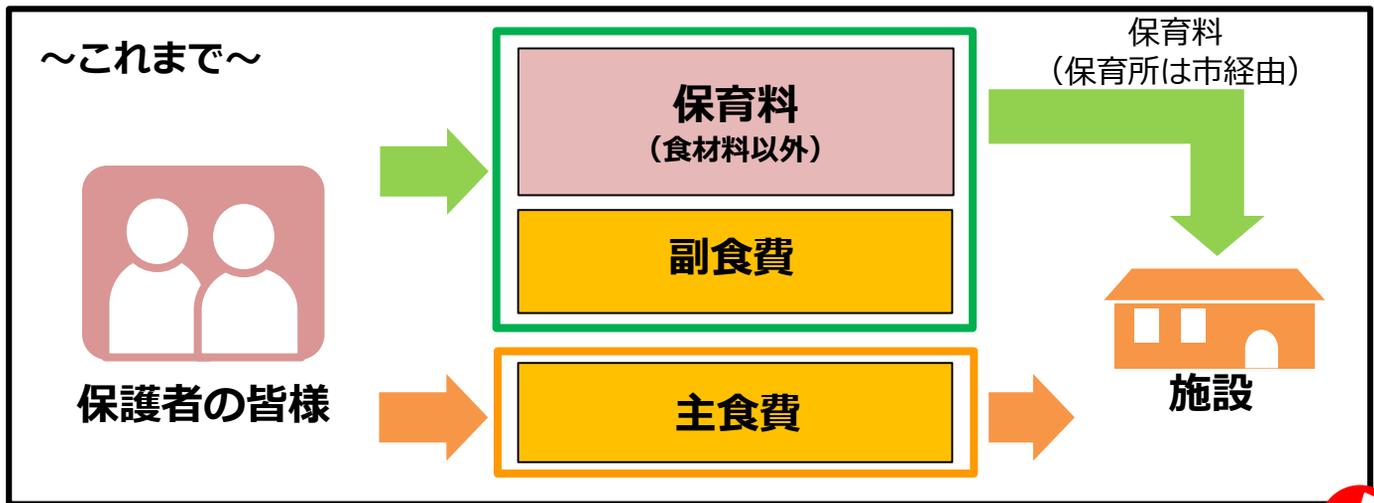
～無償化後（令和元年10月以降）～



！
保育料（副食費を除く）
が無償化されます。

！
給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

- 現在、3～5歳児の給食費分は、
 - ・主食（お米など）分については施設へ直接、（持参する場合もあります）
 - ・副食（おかず）分については保育料の一部として施設（保育所は指宿市）にお支払いいただいております。
- 10月から幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて施設にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先：指宿市地域福祉課児童母子福祉係

TEL：0993-22-2111(内線271)